

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

<p>産業廃棄物処理計画書</p> <p style="text-align: right;">令和7年 6月26日</p> <p>東京都知事 殿</p> <p style="text-align: right;">提出者 住 所 東京都千代田区一ツ橋2-6-3 一ツ橋ビル6階 氏 名 住友林業ホームテック株式会社 代表取締役社長 新堂康之</p> <p style="text-align: right;">（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 03-6856-5174</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	住友林業ホームテック株式会社 東神統括部
事業場の所在地	東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル16階
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	完成工事高 159億円（前年実績）
③従業員数	483名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)  
別紙2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	102.62 t	84.88 t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	排出量	123.14 t	101.86 t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物	紙くず
排出量	566.01 t	439.10 t	152.42 t	48.72 t
<b>【目標】</b>				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物	紙くず
排出量	679.21 t	526.92 t	182.90 t	58.47 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃電池類
排 出 量	546.04 t	8.67 t	368.50 t	0.13 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃電池類
排 出 量	655.25 t	10.40 t	442.20 t	- t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物	紙くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物	紙くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物	紙くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物	紙くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃電池類
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃電池類
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃電池類
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃電池類
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	102.62 t	84.88 t
	優良認定処理業者への処理委託量	19.21 t	13.01 t
	再生利用業者への処理委託量	102.62 t	84.88 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			

## (第4面) - 2

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物	紙くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物	紙くず
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物	紙くず
全処理委託量	566.01 t	439.10 t	152.42 t	48.72 t
優良認定処理業者 への処理委託量	149.72 t	142.36 t	152.42 t	7.78 t
再生利用業者への 処理委託量	566.01 t	439.10 t	- t	48.72 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃電池類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃電池類
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃電池類
全処理委託量	546.04 t	8.67 t	368.50 t	0.13 t
優良認定処理業者 への処理委託量	312.79 t	5.64 t	269.94 t	0.13 t
再生利用業者への 処理委託量	546.04 t	8.67 t	368.50 t	0.13 t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	金属くず
	全処理委託量	123.14 t	101.86 t
	優良認定処理業者への処理委託量	23.05 t	15.62 t
	再生利用業者への処理委託量	123.14 t	101.86 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

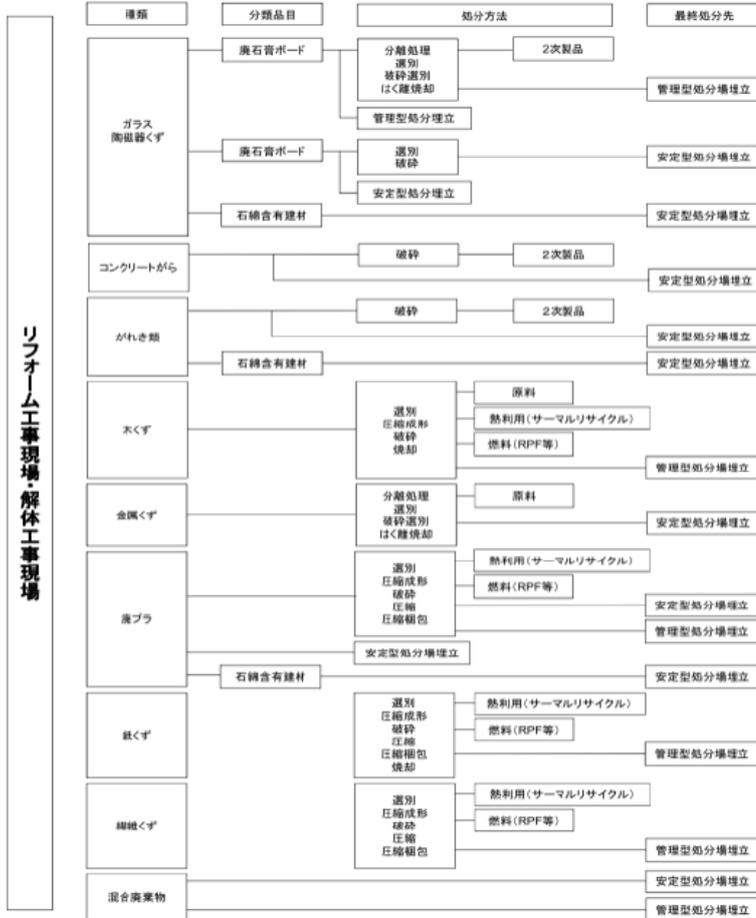
【目標】				
産業廃棄物の種類	ガラス陶磁器等くず	コンクリート片	石綿含有産業廃棄物	紙くず
全処理委託量	679.21 t	526.92 t	182.90 t	58.47 t
優良認定処理業者への処理委託量	179.66 t	170.84 t	182.90 t	9.33 t
再生利用業者への処理委託量	679.21 t	526.92 t	- t	58.47 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	木くず	繊維くず	建設混合廃棄物	廃電池類
全処理委託量	655.25 t	10.40 t	442.20 t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	375.34 t	6.77 t	323.93 t	- t
再生利用業者への処理委託量	655.25 t	10.40 t	442.20 t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理フロー



リフォーム工事現場・解体工事現場

住友林業ホームテック株式会社 産業廃棄物管理体制図

1. 産業廃棄物管理規程-第6章-第12条に基づく組織として、以下のとおり、定める。



(用語の定義)  
 ① 産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物をいう。  
 ② 排出事業所等とは、事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業所であって、工場・研究所・倉庫・事務所等一定の場所を継続的に産業廃棄物を排出する場所、及び建設現場等の特定の場所で短期的に産業廃棄物を排出する場所を管理する事業所をいう。  
 ※事務所一般廃棄物は総務部にて別途定める。

2. 役割

産業廃棄物管理規程および職務権限規程に基づく役割は、以下のとおり。

安全品質管理部長
① 産業廃棄物管理等に関する会社の基本方針の作成、並びに統括指導・統括に関する事項
② 産業廃棄物の適正処理に関する規程、管理規程等の制定・改訂
③ 産業廃棄物の処理に関する情報の収集、報告、統括、及び関係部署との連絡調整
④ 廃棄方法及び閉鎖法等の研究及び行政官との連絡調整
⑤ 産業廃棄物の排出状況、再資源化及び再利用状況の把握及び分析
⑥ 法令・行政官の指導等に関する事項
⑦ 産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議
⑧ 住友林業自主管理との連絡調整

工事管理部長
以下の業務において、合議承認を要する
① 産業廃棄物管理等に関する会社の基本方針の作成
② 産業廃棄物の適正処理に関する規程、管理規程等の制定・改訂
③ 産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議

排出事業所(支店)	統括部		
	安全品質管理部長	工事管理部長	統括部 工事担当部長
<b>排出事業所責任者</b>	●	●	○
① 排出事業所責任者に関する事項	●	●	○
② 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
③ 排出事業所責任者の管理責任者、管理担当者等との関係に関する事項	●	●	○
④ 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
⑤ 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
⑥ 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
⑦ 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
<b>管理責任者</b>	●	●	○
① 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
② 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
③ 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
④ 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
⑤ 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
⑥ 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
⑦ 排出事業所責任者の選任・解任に関する事項	●	●	○
<b>管理担当者(入力担当者)</b>	●	●	○
① 電子マニフェストの発行・照会管理	●	●	○
② マニフェスト(産業廃棄物管理)の発行・照会管理	●	●	○
③ マニフェスト(産業廃棄物管理)の発行・照会管理	●	●	○
④ 産業廃棄物の選任・解任に関する事項	●	●	○
<b>管理担当者(工事担当者・メンテナンス担当者・営業担当者)</b>	●	●	○
① マニフェスト(産業廃棄物管理)等の発行	●	●	○
② 産業廃棄物の分別及び処理	●	●	○
③ 協力施工店等の選任・解任に関する事項	●	●	○
④ 産業廃棄物の選任・解任に関する事項	●	●	○
⑤ 産業廃棄物の選任・解任に関する事項	●	●	○

[注] ●は責任者、○は副責任者とし、副責任者は排出事業所責任者に列し、協力する。